

## I. はじめに

### 1. 与謝野町の行政改革の取組（第1次行政改革大綱）

与謝野町では、平成 19 年度に策定しました第1次行政改革大綱（平成20年～平成24年が実施期間）で ①約 20 億円の行政改革効果を上げる ②経常収支比率（注1）を 90%以下に下げる、という2つを行政改革の大きな目標にして、健全な財政運営を行い、将来にわたり政策的経費を確保し、新たな住民サービスへの対応ができる基盤を整えることとしていました。

その結果、①の目標については概ね 90%の約 18 億円の効果を上げることが出来、②についても平成 23 年度決算では 87.0%と、目標達成をしています。その他にも目標を上回る 53 名（目標 37 名）の職員削減や、職員人件費を約 3.2 億円削減するなどの効果も上げています。

ただし、それらはあくまで行政改革効果として目標としたものであり、他方で、他の新規事業や新たに増加する負担（社会保障費や特別会計への繰出金など）に振り替えられ、歳出総額の抑制に繋がっていない等の課題がありました。

#### 【第1次行政改革大綱の目標】

- ① 20 億円の行政改革効果を上げる ⇒概ね 90%（約 18 億円）達成
- ② 経常収支比率を 90%以下に下げる ⇒平成 23 年度 87.0%



#### 【第1次行政改革大綱の課題（第2次行政改革大綱より）】

- ① 生み出された効果が他の新規事業や事業拡充に向けられおり、歳出総額の削減に結びついていない。
- ② 職員数は減少したが（5 年間で 28 名の減）、事務の増大や、臨時職員を含むトータルの数は増加傾向。
- ③ 削減に焦点が当てられ、サービス向上の視点に立った目標がなかった。

### 2. 与謝野町の行政改革の取組（第2次行政改革大綱）

平成 24 年度に第2次行政改革大綱（平成 25 年度～）を策定しました。第1次行政改革大綱の課題もあり、第2次行政改革大綱においては具体的な目標は示さずに、以下の4つの基本方針を掲げて取組みました。

#### 【第2次行政改革大綱の基本方針】

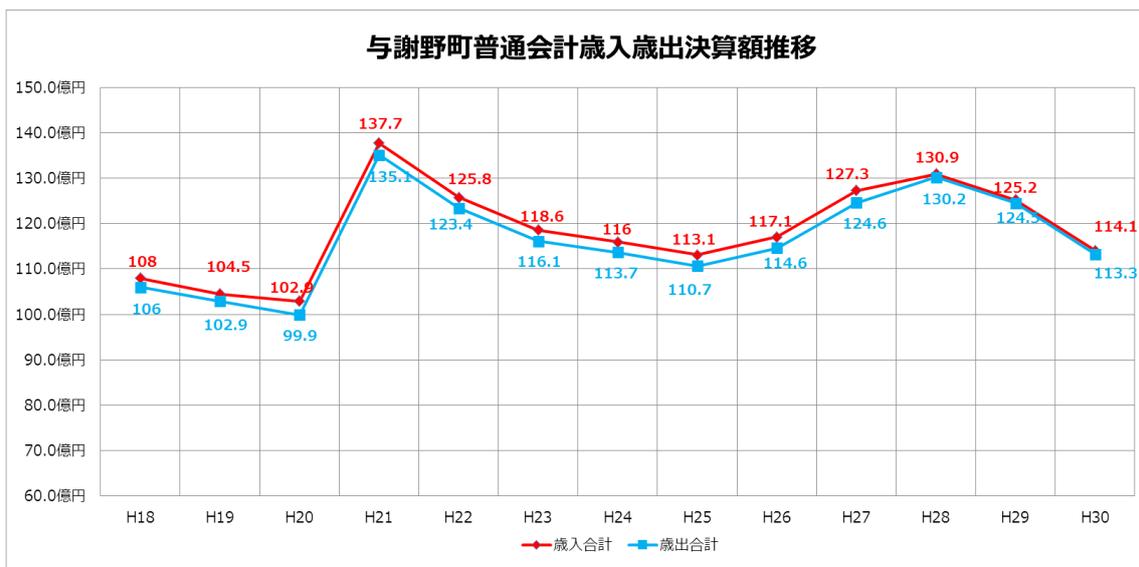
- ① 財政収支黒字化を最大の目標とする
- ② あるべき職員数への見直し
- ③ 事務事業等の削減効果方式の見直し
- ④ 効率的・効果的な組織体制への見直しと住民参画

### 3. 与謝野町の状況（財政状況、職員の状況）

行政改革の取組を進めていく中で、与謝野町の状況、特に基本方針にも掲げています財政状況と職員数等がどのように推移したのか見ていきます。

まずは、財政状況です。以下のとおり推移しています。

図1【与謝野町普通会計歳入歳出決算額推移】



合併から平成 29 年度までの普通会計（注 2）決算の推移を見ると、どの年度も歳入が歳出を上回り収支黒字を堅持しています。しかし、平成 29 年度においては、初めて財政調整基金（注 3）を 2 億円取り崩して補てんするという決算になり、収支黒字を堅持したものの実質は赤字の決算となっています。このことは、実質単年度収支（注 4）の推移を見てもわかります。普通交付税（注 5）の一本算定移行（注 6）への段階的縮減が始まった平成 28 年度から平成 30 年度まで 3 年連続で赤字となっており、基金に頼る財政運営となっています。

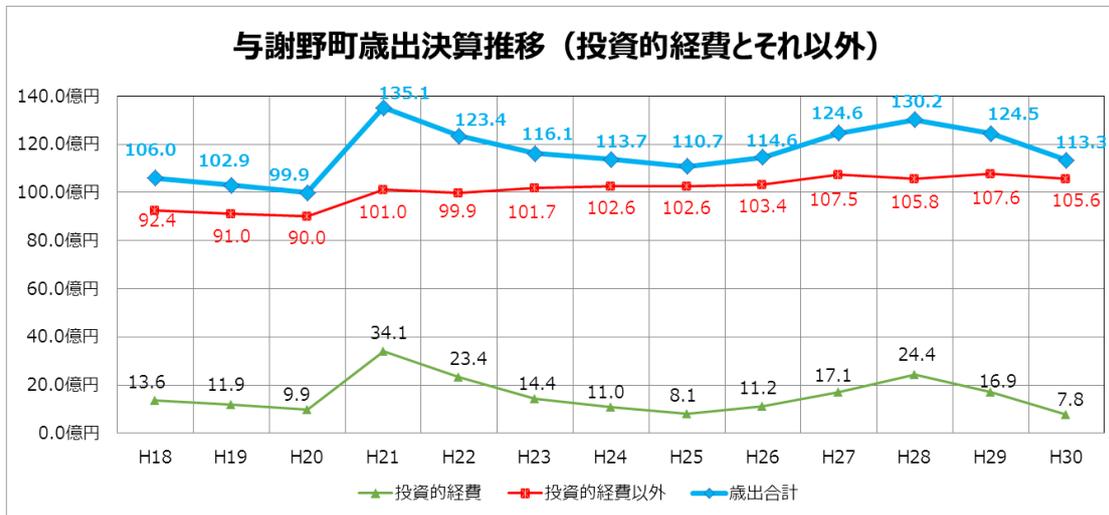
図2【与謝野町普通会計実質単年度収支の推移】



### 第3次与謝野町行政改革大綱（案）

また、歳出総額の抑制という観点で見ると以下のとおりの推移となっています。

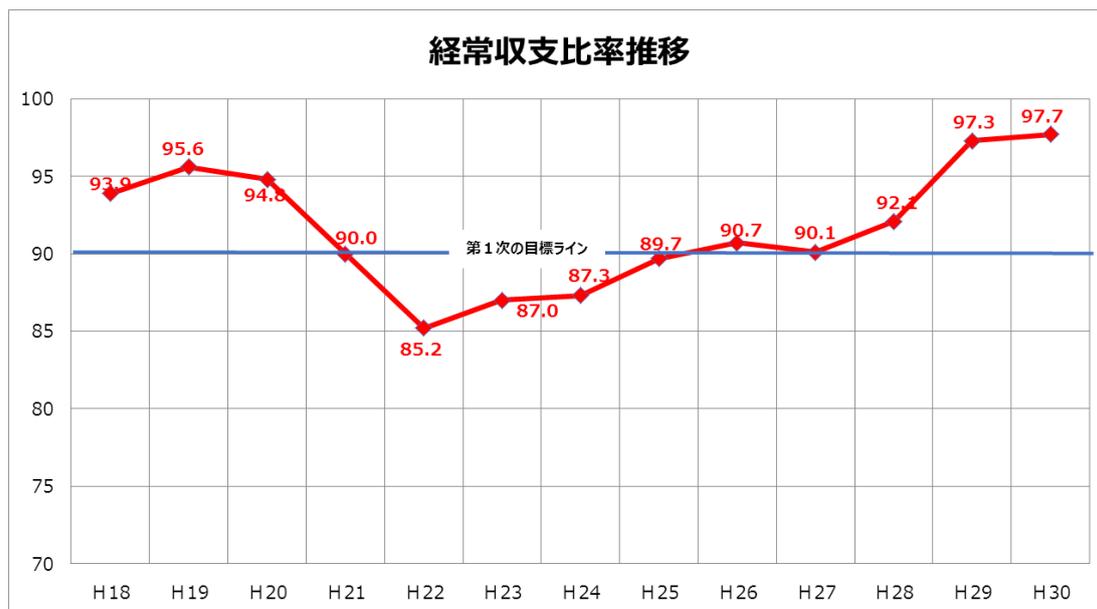
図3【与謝野町歳出決算推移（投資的経費とそれ以外）】



投資的経費（注7 平成21年度はCATV拡張事業、平成26年度～平成28年度は加悦中学校改築や認定こども園整備を実施した。）はその時の政策に左右されることから、それを除く歳出推移を見てみると、合併直後の90億円代から推移し、平成29年度には約108億円と、18億円程度増えていることがわかります。平成23年度以降は投資的経費以外の経費が100億円を超える決算が常態化しており、行政改革の取組が歳出抑制に繋がっていないことがわかります。

次に第1次行政改革大綱の目標となっていた経常収支比率はどうでしょうか。以下のとおりの推移となっています。

図4【与謝野町経常収支比率推移】

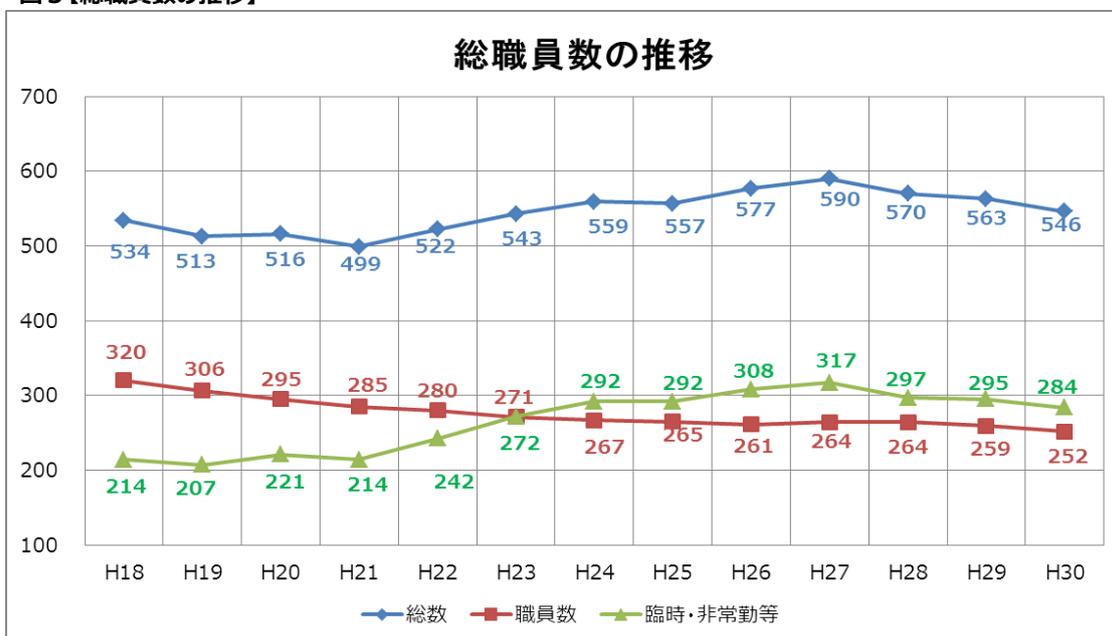


### 第3次与謝野町行政改革大綱（案）

平成22年度～平成25年度の4か年では第1次行政改革大綱の目標であった90%を下回ったものの、その後、悪化に転じ、平成30年度決算では97.7%と、合併以降で最高値となるまで悪化しています。平成21年度以降に普通交付税が増額されたことが（リーマン・ショックへの対応等による措置のためより増額された）経常収支比率を改善に向かわせましたが、その間に扶助費（社会保障分野での支援を行う経費）や特別会計への繰出金が増額しており、平成22年度の85.2%からは悪化に転じました。平成28年度から普通交付税の縮減段階に入ったため、減少する財源に対して、増大する経費の抑制の対策が追い付いていないという状況にあり、比率の悪化が続く状況にあります。

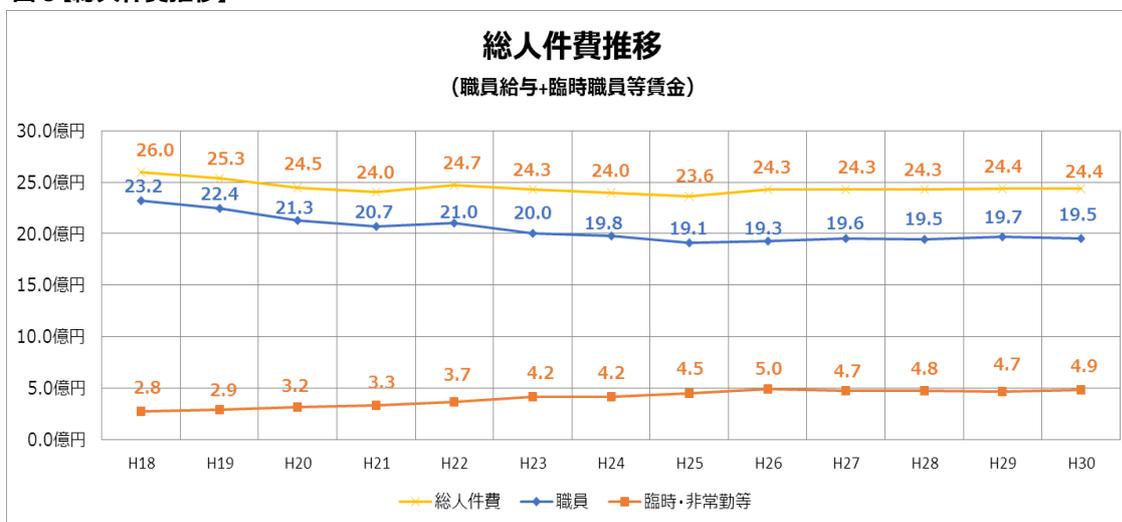
次に職員数と総人件費の推移を見えます。

図5【総職員数の推移】



※臨時・非常勤等の職員数は平成24年度以前と平成25年度以前で集計方法が違います。あくまで参考値です。

図6【総人件費推移】



### 第3次与謝野町行政改革大綱（案）

正職員と臨時・非常勤等職員の推移を見ると、正職員は合併以降減少し、平成30年度までで68人減少していますが、近年は減少がやや緩やかになっています。その一方で、臨時・非常勤等職員は増加し、平成23年度には正職員を上回りその後も増加しています。正職員の減少は進んだものの、その減少を臨時・非常勤等職員で補てんしているという現状で、正職員と臨時・非常勤等職員の合計である総職員数は合併当初と比べて高くなっています。また、職員給与と臨時・非常勤等職員の賃金を合わせた経費を総人件費と想定すると、合併当初からは減少し、現在は横ばいに推移しています。

#### 4. 第2次行政改革大綱の振り返り

与謝野町の状況を振り返り、第2次行政改革大綱がどうだったかについて、基本方針ごとの状況は以下のとおりと考えます。

##### ① 財政収支の黒字化を最大の目標とする

計画期間内での財政収支黒字は堅持しましたが、平成29年度、30年度決算で財政調整基金を合計3億円取り崩しており、合併当初からの懸念であった普通交付税の一本算定移行に対応できていない状況にあります。

地方債の抑制についても、公債費抑制計画（注8）により地方債発行額の抑制を試みましたが、中学校の改築や広域ごみ処理施設の建設等の多額の地方債発行を伴う事業実施のため、計画自体が形骸化してしまいました。投資的経費の抑制方針を定めることが出来なかったことが大きな要因であると考えます。

##### ② あるべき職員数への見直し

まちづくりの方針や課題に沿った機構改革を実施しましたが（平成28年1月）、職員数の適正規模については、実務に見合う、あるべき職員数の測定が出来ていない状況にあります。事務量の増加は実感するものの、どの部署の事務がどう多くなっているかを分析するに至っていない状況です。

総人件費（職員給与＋臨時職員等賃金）については、やや抑制傾向（もしくは横ばい）にあるものの、会計年度任用職員制度（注9）が開始（令和2年度）すれば、増加に転じる見込みとなります。

##### ③ 事務事業等の削減効果の見直し

行政改革項目の実施により、歳出総額の抑制を目標にしていましたが、結果に繋がっていません。繰出金の増などは短期間で抑制できるものではなく、加えて扶助費等も増加したため、投資的経費を除いた歳出総額でも、100億円を大きく上回る水準で推移しています。

##### ④ 効率的・効果的な組織体制への見直しと住民参画

幼児教育・保育の一体的な提供や学校等の適正規模・適正配置については、住民参画のもと実

### 第3次与謝野町行政改革大綱（案）

施に向けて着実に進んでいます。一方で、総合庁舎方式に向けた議論については、この期間においては進捗せず、機構改革による野田川庁舎本館の廃止にとどまりました。

また、住民サービスの向上については、コンビニ収納や 200 円バスの実施などの取組を始めました。住民サービスの向上については今後も更なる研究が必要と考えますが、一方で、協働によるまちづくりの推進体制は、その検討の緒に就いたばかりであり、今後の課題であると考えます。

## Ⅱ 第3次行政改革大綱へ向けて

### 1. 第2次行政改革大綱での課題

与謝野町では、平成19年度に策定しました第1次行政改革大綱と平成24年度に策定しました第2次行政改革大綱に基づき行政改革に取り組んできました。ここまで述べてきましたように、その取組により得られた効果は新規事業に向けられたり、繰出金や扶助費などの増加もあり、大規模な投資的事業を差し引いて考えても、財政規模（決算規模）が合併当初を大きく上回る状況にあります。

これは、行政改革大綱に定める具体的な取組事項を実行したに過ぎず、全体的な視点に立った方針・ルールを明確にし、実行することができなかったことが大きな要因です。いわば従来通りの「行財政運営」にとどまり、減少し限られてくる行政資源をどのように活かして成果・効果を生むのか、その分析と将来にわたる方針を定め実行していくような「経営」とも言える取組になっていなかったと言えます。

与謝野町の現状を見た場合に考えられる第2次行政改革大綱での課題は、以下のとおりと分析し、その課題を第3次行政改革大綱でどのように解決すべきか考える必要があります。

#### 【第2次行政改革大綱での課題】

##### 課題1 歳出総額の抑制ができなかった

財源や人材といった資源は無限ではありません。特に普通交付税の一本算定移行に対応できなかったことは、歳出抑制等のルールが明確でなく、それが徹底できなかったことが原因であると考えます。

##### 課題2 事務事業や業務量等の効率化・適正化が十分でなかった

事務事業の点検は緒に就いたばかりであり、業務量の点検、適正化も図れていません。そのため、事務事業が乱立し、各担当部署において業務量が増えたという印象にあります。事務事業や業務量の整理整頓をして財源・人材の効率化・適正化を図る必要があると考えます。

##### 課題3 協働のまちづくりの推進は継続・更なる推進を

まちづくりを全て行政主導で行うのでは、住民の納得感・満足度に繋がっていない状況です。限られた行政資源の中で、与謝野町を維持していくためには住民と行政の協働は不可欠です。そのためには正確な情報の提供・共有を行うことで、積極的な住民参画・住民自治を促すような手法が必要であると考えます。

### 2. 取り巻く環境の変化と今後への課題

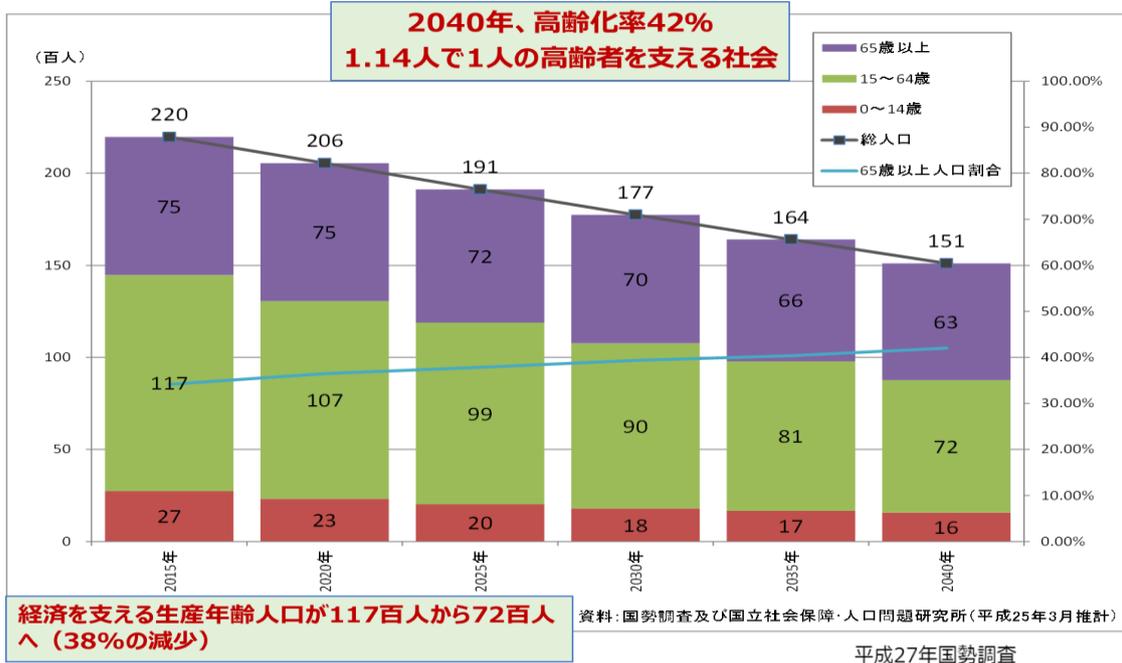
第2次行政改革大綱での課題に加えて、今後、与謝野町を取り巻く環境は大きく変化していると考えています。少子高齢化の進行や人口減少、とりわけ若者の都市部への流出などにより、与謝野町

### 第3次与謝野町行政改革大綱（案）

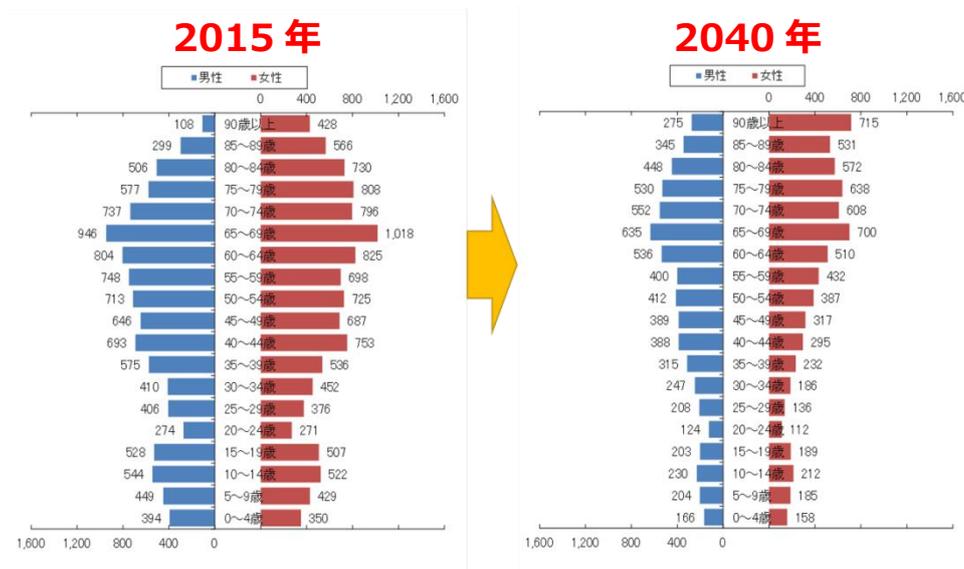
の将来を担う人材の不足や、公共施設の老朽化への対応など、町の抱える課題も新たな局面へと移行する中で、合併後のひとつのまちとなるべく、特別に措置された財源（注 10）も、その特例期間を終えようとしており、ひとつのまちとしての体制を整えられないままに、まちづくりに必要な資源は縮減されていく状況にあります。今後は限られた行政資源（ヒト、カネ、モノ）の中で、将来にわたり「健全な与謝野町」の実現と、「与謝野町総合計画」の実現の両方を目指し、そのために本当に必要なことは何なのかを評価・検証し、そこに資源を投入していくという、いわば「行財政経営」という新たな視点を第3次行政改革大綱では明確にする必要があります。

**ヒトのこれから**

図7【与謝野町の今後の人口推移、人口構成の変遷】



与謝野町の人口構成

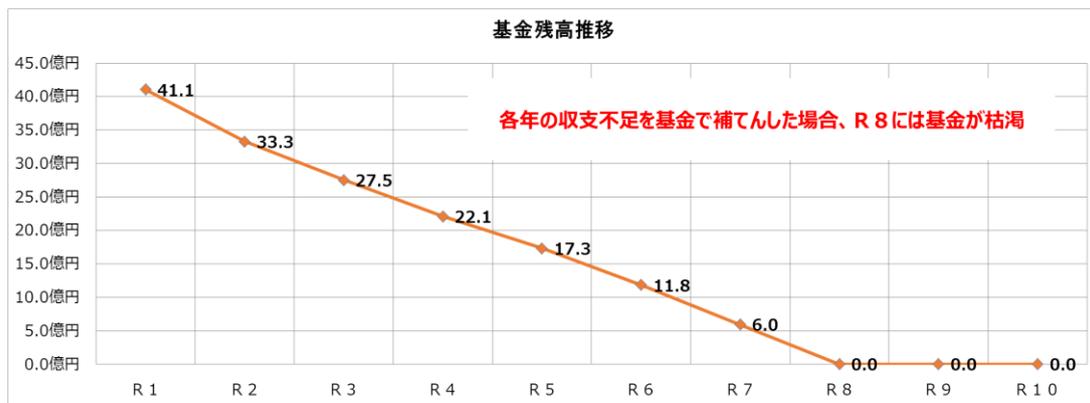
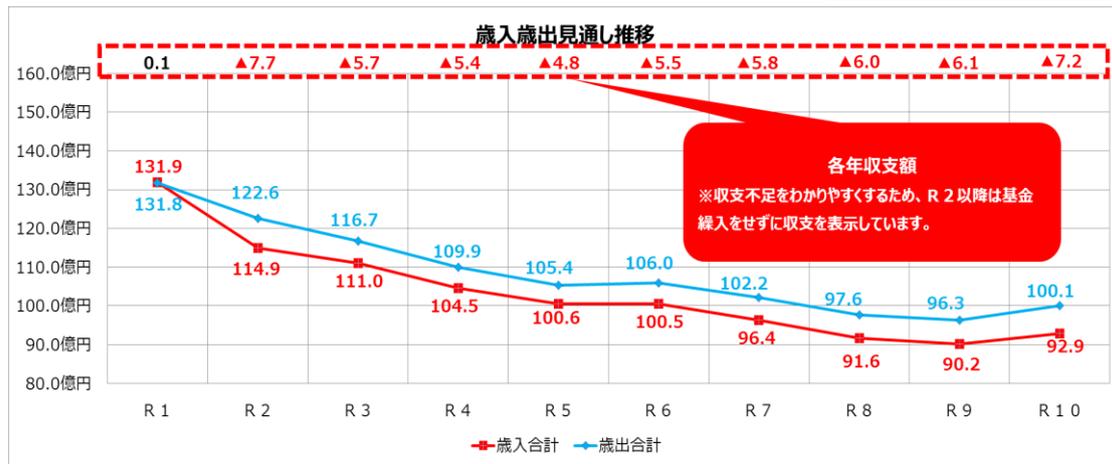


### 第3次与謝野町行政改革大綱（案）

与謝野町の人口は今後も減少していき、2040年には約15,000人規模になる見込みです。これは2015年（平成27年）と比較すると42%の減少となり、特に経済を支える生産年齢人口が38%減少します。そのため町内の経済活動が鈍くなることが予想されますし、加えて、地域の様々な役割を担う人材（自治会の役員、消防団員、産業の後継者等）の確保もさらに困難になり、町全体の活力が大きく減退する恐れがあります。

カネのこれから

図8【与謝野町の財政見通し（平成31年度当初予算時作成）】



大胆な歳出抑制、税・各種料金の見直しといったことを積極的に行う必要がある。

町の財政面では、普通交付税の合併特例措置が終了し、ひとつのまちとして算定されること、また、人口減少による税収の減少も見込まれることから、歳入額が大きく減少する見込みです。一方で、ひとつのまちとなるために必要な体制作りはまだ進んでおらず、歳出の抑制が歳入の減少に追いつかない状況に陥り、その不足分を合併の特例措置による恩恵で積み立てることが出来た基金を取り崩すことで補てんすることになります。子や孫の世代の負担を軽減しようと積み立てた基金ですが、現役世代が全て使ってしまうことになり、このままでは負担だけが次の世代へと残されることが予想されます。

モノのこれから

図9【与謝野町公共施設の耐用年数到達割合推移と公共施設の維持・更新にかかる財源不足】

※与謝野町公共施設等総合管理計画（注：11）（基本計画）より（平成28年度作成）



与謝野町が保有する資産である公共施設は、合併前の旧町の施設をそのまま新町に引き継いで使用してきました。老朽化やより良い環境整備への対応として、一部の施設の統合・廃止を実行できていますが、多くの施設はそのまま保有し続けています。それらの施設を今後も使用し続けるならば老朽化に対応して施設の更新（建替え）も実施しなければなりません。全ての施設で行うとすると、今後30年間で約157.5億円（1年平均5.25億円）の財源不足が生じる見込みですので、今後は公共施設への投資の選択と集中が必要になります。

### 3. 行政改革の位置づけ

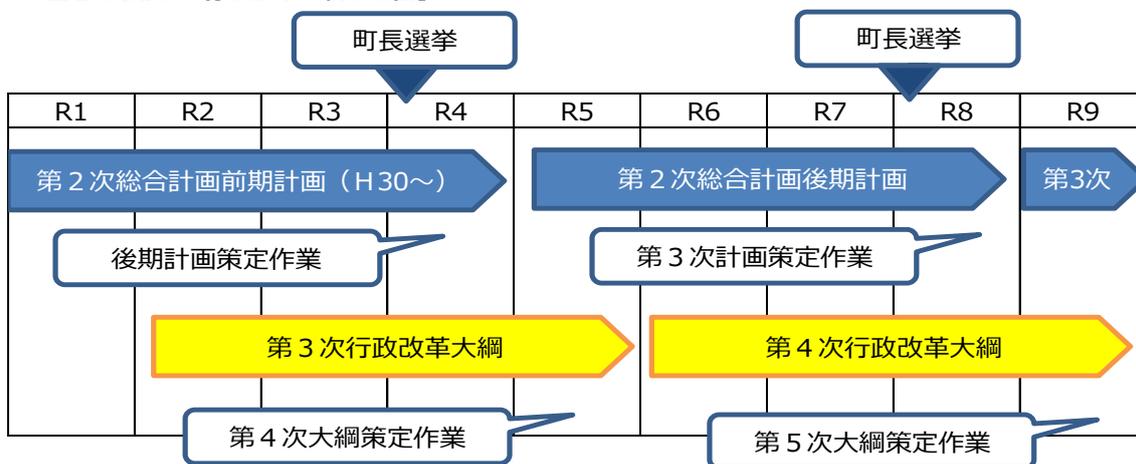
与謝野町は、将来像を「人・自然・伝統 与謝野で織りなす 新たな未来」と定め、その実現を目指し、第2次総合計画（平成29年度～令和8年度）を策定しました。「みんな（みんなの手で進めるまちづくり）」、「みらい（未来志向のまちづくり）」、「みえる（まちの資源や動きがみえるまちづくり）」の3つの「み」を基本理念に掲げ、まちづくりを推進していきます。

その総合計画の中でも「未来を見据えた行財政運営」の必要性を明記し、「健全な財政運営のもと、効率的・効果的な行政サービスを提供する。」としています。第3次行政改革大綱はそれに対応します。

#### 4. 第3次行政改革大綱の期間

第3次行政改革大綱の計画期間は、第2次総合計画を後追いすることとし、令和2年度から令和5年度までの4年間を期間とします。

図10【第3次行政改革大綱の期間】



#### 5. 第3次行政改革大綱の目指す姿

財政調整基金は平成28年度まで順調に積み立ててきており、その額は20.2億円になりました（合併時は約9億円）。しかし、普通交付税の縮減や相次ぐ大規模災害への対応により、平成29年度は2億円、平成30年度は1億円の計3億円を取り崩す結果になりました。

第3次行政改革大綱においては、現状を回復し、ひとつのまちとしての行財政基盤の確立を目指すため ①普通交付税の一本算定移行（令和3年度）後において財政収支黒字化（財政調整基金を取り崩すことのない黒字化）にする。②財政調整基金の残高を平成28年度水準に回復する。という姿を目指します。

また、今後はヒトやカネといった行政資源が縮小していきます。③縮小する行政資源を効率的・効果的に活用 ことに注力する必要があります。加えて、自助・共助の更なる促進を図ることで ④オール与謝野でまちづくりを行う 姿を目指します。

#### 6. 第3次行政改革大綱の前提条件

第3次行政改革大綱は以下の前提を考慮し、基本方針を示します。行政資源が減少する中で、のまちづくりを余儀なくされる状況が想定されます。以下のような前提を念頭に置いておかなければなりません。

##### 前提1 財政規模は縮小する

⇒与謝野町の歳入の大部分を占める普通交付税は、合併後の特例措置期間が終了し、ひとつのまちとして算定されることや、人口減少に伴い税収も減少していくことから、歳入財政規模の減少が進むことは明らかな状況です。その中で、現状を分析し、いかに効率的なまちづくりを進めるかを考え、実行しなければなりません。

## 第3次与謝野町行政改革大綱（案）

### 前提2 町職員数は増えない

⇒行財政運営を担う町職員は合併以降減少しました。しかし総人件費は前述のように、平成29年度で約24.4億円と依然として大きく、これを増やすことは考えられません。

### 前提3 役場庁舎は現在の2.5庁舎

⇒役場庁舎は平成28年1月に、老朽化のため野田川庁舎本館を閉鎖しており、合併以降の3庁舎体制からいわゆる2.5庁舎体制（野田川庁舎の北庁舎はそのまま活用）になっています。第3次行政改革大綱の期間では総合庁舎化の実現は困難であるため、現状の2.5庁舎が前提となります。

## 7. 第3次行政改革大綱の推進方法・推進体制

第3次行政改革大綱の推進には、施策の進捗管理表である「施策マトリックス」（注12）により、町長をトップにした庁内組織「まちづくり及び行政改革推進本部会」において進捗管理を進めていきます。さらに、庁外組織である「与謝野町行政改革推進委員会」において、その進捗を毎年報告し、委員会で必要な助言や調査・審議し、大綱の推進や見直しを行います。

### Ⅲ 第3次行政改革大綱

#### 1. 第3次行政改革大綱の基本方針

第2次行政改革大綱の課題と今後の取り巻く環境の変化、目指す姿、前提条件等を踏まえて、第3次行政改革大綱の基本方針を以下のとおりとします。

##### 基本方針1 持続可能な行財政基盤の確立

現在の与謝野町は財政調整基金を取り崩して財源を確保している状況にあり、普通交付税が一本算定に完全移行する令和3年度以降も、持続可能な行財政基盤を確立できるかが直面する最大の課題です。

まずは、持続可能な財政基盤を確立するために必要な中期的財政計画（削減・抑制を目指すターゲットと数値目標、達成時期の設定）を策定し、財政計画が示す方向性をルール化します。加えて、新たな予算編成手法の研究とルール化等、明確な財政規律を確立し徹底します。

歳出面において、特に合併以降に増加した繰出金・物件費については、その増加要因を分析し、見直すべき部分を見直し、削減を進めます。また、補助費・投資的経費・公債費もあり方を見直しルールを決めることで、将来負担の抑制を図り、増大した歳出規模をひとつのまちとして適正な規模に見直します。一方で、今まで大きく見直されることのなかった各種公共料金・利用料金の適正化や、ふるさと納税の取組強化等の歳入確保も図ります。

それらを効果的に行うために、各種事務事業を点検し問題点や課題を明確にしていきます（事務事業評価の実施）。

##### 基本方針2 行政資源の効率的・効果的な活用

縮小していく行政資源（特にカネとヒト）は、より効率的・効果的に活用しなければなりません。

まずは、与謝野町が実施する事務事業を見直すこと（事務事業評価の実施）により、行政が担うべきもの、行政以外が担うべきもの、行政が担うべきものでも協働して行う方が効果を生むもの等に仕分けし、事務事業をより効率的・効果的に作りかえることはもちろん、その事務事業の実施手法もより効率的・効果的なものに見直します。

また、職員や組織においては、その質を高めるよう努めることはもちろん、職員数の適正化と適正配置を図り（職員数の適正化計画の策定）、課題解決に即した組織機構への再編を行います。

加えて、民間活力の導入やサービスの広域行政化などにより、与謝野町の行政資源が縮小する中でも、時代に即したサービスが提供できるよう努めます。

### 基本方針3 多様な主体・地域が協働したまちづくりの推進

行政資源が縮小していく中、公助には限界があり、多様化・複雑化している課題の解決や、将来予想される課題に対する事前の対策の実行において、自分でできることは自分で行う自助や、地域でできることは地域で行う共助は今後、ますます重要となるため、多様な主体・地域、行政が協働するオール与謝野でのまちづくりを目指します。

新たな取り組みとして自助・共助を実現する地域コミュニティ組織の構築とその支援を行い、地域と行政が協働して課題解決やまちづくりを行う体制を構築します。また、住民参画の場を充実させ、住民の意思と知恵が町政に反映される手法を研究し、住民が町政の様々な場面で意思決定過程に関わる仕組みづくりを行います。

加えて、与謝野町の様々な情報を積極的に発信することで、与謝野町の課題に対して全町的な意識共有を行い、住民一人ひとりの行動が地域や町政の活性化に繋がることを実感できるよう努めるとともに、行政の情報発信だけでなく、住民の考えや意識を的確に把握することで、住民と行政が意思や考えを発信・共有し合える体制の構築を目指します。

※住民とは与謝野町民だけでなく与謝野町に関わる全ての人を指しています。与謝野町に関わる全ての人々が「人・自然・伝統」を継承していく担い手であると考えています。

## 2. 第3次行政改革大綱の基本方針に対する実施項目

前述の基本方針に則り、第3次行政改革大綱の実施項目を以下のとおり定めます。

### 基本方針1 持続可能な行財政基盤の確立

#### ⇒実施項目① 義務的経費の削減

総人件費の削減、公共施設の維持管理経費の削減、繰出金の削減、公債費の抑制

#### ⇒実施項目② 政策的経費の抑制

政策形成のルール化、建設事業の計画的実施・将来負担の抑制

#### ⇒実施項目③ 各種負担の適正化

補助制度の見直し、受益者負担の見直し

#### ⇒実施項目④ 自主財源の確保と町有財産の活用

歳入確保の取組強化、町有財産の活用

#### ⇒実施項目⑤ 行財政経営マネジメントの確立

財政規律の確立、事務事業評価（注13）の実施、施策の進捗管理

## 基本方針2 行政資源の効率的・効果的な活用

### ⇒実施項目① 効率的・効果的な事務事業の推進

事務事業評価の実施（再掲）、効率的・効果的に事務事業を実施するための新たな手法の導入

### ⇒実施項目② 職員の意識改革・人材育成

職員研修等の実施、職員の働き方改革

### ⇒実施項目③ 効率的・効果的な行政組織体制の構築

職員数の適正化と適正配置、効率的・効果的な組織機構への見直し

### ⇒実施項目④ 民間活力の導入と広域連携の推進

効率的・効果的な手法としての民間活力の導入、社会の変化に応じたサービスの導入、広域行政によるサービス提供の実施

## 基本方針3 多様な主体・地域が協働したまちづくりの推進

### ⇒実施項目① 自助・共助を促進し地域と行政が協働する仕組みづくり

住民主体の地域コミュニティ組織の構築、住民主体の地域コミュニティ組織の運営支援

### ⇒実施項目② 住民参画による町政の活性化

より多くの住民がまちづくりに参画できる手法の導入、住民と行政の情報共有と住民意識の把握

第3次与謝野町行政改革大綱（案）

図1 1【第3次行政改革大綱の体系】

目指す姿	基本方針	実施項目
財政収支黒字化・基金の回復	1 持続可能な行財政基盤の確立	① 義務的経費の削減 ② 政策的経費の抑制 ③ 各種負担の適正化 ④ 自主財源の確保と 町有財産の活用 ⑤ 行財政経営マネジメントの確立
行政資源の効率的・効果的な活用	2 行政資源の効率的・効果的な活用	① 効率的・効果的な 事務事業の推進 ② 職員の意識改革・人材育成 ③ 効率的・効果的な組織体制の構築 ④ 民間活力の導入と広域連携の推進
オール与謝野のまちづくり	3 多様な主体・地域が協働したまちづくりの推進	① 自助・共助を促進し地域と行政が協働する仕組みづくり ② 住民参画による町政の活性化

各実施項目における具体的な取組内容は、「与謝野町第3次行政改革大綱・実施計画」にて明記します。

## ■用語解説■

### （注1） 経常収支比率

⇒財政構造の弾力性を示す数値です。支出のうち人件費や扶助費、公債費、物件費など毎年必ず必要とする経費を「経常経費」といいます。また、収入のうち町税や地方交付税など毎年度必ず入ってくる財源を「経常一般財源」といい、使い道は自治体の裁量にゆだねられています。この経常一般財源のうち、経常経費に充てられる割合が経常収支比率となります。この比率が低いほど、財源を活用できる自由度が高まることとなります。一般的に80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるといわれていますが、少子高齢化への対応のための社会保障費の増大などの影響で、80%を堅持することも難しくなっています。

### （注2） 普通会計

⇒与謝野町の場合は特別会計（特定の目的があり特定の収入をもって運営される会計。介護保険や国民健康保険、下水道など）や企業会計（水道事業）以外の会計で、一般会計（通常の行政運営を行なう会計。）と土地取得特別会計、宅地造成事業特別会計の3つの会計を普通会計としています。これは、主に国が毎年実施する地方財政状況調査（決算統計）などで使用する会計です。平成29年度歳出決算で比較すると一般会計が99.9%を占めています。

### （注3） 財政調整基金

⇒地方自治体が積み立てて、財源が不足する年に取り崩すことで財政調整を行うための貯金です。

### （注4） 実質単年度収支

⇒単年度収支（※1）から実質的な黒字要素（財政調整基金積立金、地方債繰上償還額）や赤字要素（財政調整基金取崩し額）を加減したもので、当該年度における実質的な収支を把握するための指標です。

#### 【計算式】

$$\text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立金} + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩し額}$$

（※1）単年度収支…今年度の実質収支から前年度の実質収支（※2）を引いた金額で、今年度だけの純粋な収支。

（※2）実質収支…単年度の形式収支（歳入決算額－歳出決算額の収支）から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた収支。

### （注5） 普通交付税

⇒地方交付税のひとつ（もうひとつは特別交付税）で、地方公共団体の財源の偏在を調整するために、

### 第3次与謝野町行政改革大綱（案）

主に国税（所得税や酒税、消費税など）を原資として、客観的な基準での算定により各地方公共団体に財源を配分する地方財政制度です。与謝野町では歳入全体の40%程度を占めている貴重な財源となっています。

#### （注6） 普通交付税の一本算定移行

⇒平成の大合併により、合併した地方自治体は合併後のひとつのまちになるためには時間と財源を要することから、合併後10年間は合併団体ごとに算定した額の合算により交付税措置をする特例措置（合併算定替え）があり、その後11年目からは5年をかけて段階的に与謝野町としての算定（一本算定）へと移行します（令和3年度）。合併当初は与謝野町における合併算定替えと一本算定の差額が10億円を超えていましたが、その後、全国的に合併団体の合理化が進まなかったり、広い市域・町域による行政運営を行なうという合併団体特有の事情があることを考慮し、一本算定の財政措置が手厚くなったことから、その差は平成29年度で5億円程度になっており、その後もその差が縮まっています。それでも3億円程の差があります。

#### （注7） 投資的経費

⇒その経費の支出効果が単年度にとどまらず、固定的な資本の形成に向けられる経費で、地方自治体の投資的経費としては、普通建設事業（道路や公共施設のなどの建設費）、災害復旧事業、失業対策事業があげられます。与謝野町の場合、平成29年度決算における投資的経費の内訳は普通建設事業が91.8%、災害復旧事業が8.2%となっています。

#### （注8） 公債費抑制計画

⇒平成33年度（当時）までの普通建設事業の予定に基づき、事業費の調整とそれに伴う地方債発行額の抑制、将来的な公債費（借金返し）の減額により最終年度には地方債残高を概ね100億円を目指すとした計画です。ただし、期間中に加悦中学校改築事業や広域ごみ処理施設建設事業など、多額の地方債発行を行わないと実施できない事業があり、地方債発行額を予定通り抑制できず形骸化してしまいました。

#### （注9） 会計年度任用職員制度

⇒臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保を目的に、地方自治法及び地方公務員法が改正され（平成29年法律第29号）、令和2年度から創設される制度です。会計年度任用職員は、一般職として服務規律等の適用が明確化されているほか、給付についても正職員との均衡を考慮し、期末手当の支給を可能にするなど、同一労働同一賃金の原則の下、待遇改善も図られています。

#### （注10） 合併後のひとつのまちとなるべく、特別に措置された財源

### 第3次与謝野町行政改革大綱（案）

⇒主なものとしては、先述しました普通交付税の合併算定替え措置、また合併特例債という主に普通建設事業費に対して95%の借入れが出来、その元利償還金の70%が後年度の普通交付税で措置される地方債制度もあります。これは、当初合併後10年が活用期間でしたが、その後15年、20年と延伸されています。ただし、活用できる金額的な上限も設定されていて、それは当初から増額することはありません。

#### （注11） 公共施設等総合管理計画

⇒与謝野町の今後の公共施設の方針を示した計画です。平成28年度に基本計画、平成29年度に実施計画を策定・公表しています。

#### （注12） 施策マトリックス

⇒与謝野町の実施する具体的な施策を掲げる、総合計画、行政改革大綱、公共施設等総合管理計画などの取組事項を網羅して、その進捗をチェックするための表。庁内組織である「まちづくり及び行政改革推進本部会」等でその進捗を共有し各施策を確実に推進していきます。

#### （注13） 事務事業評価

⇒一般会計の事業を対象に事業手法及び効果等を検証・必要な見直しを行うことにより、事業を効率的・効果的なものに作り替え、次の世代に健全な財政を引き継ぐこと、また、その過程において職員の政策形成能力の向上に資することを目的として実施しています。約600ある事務事業の評価を庁内評価者、外部評価者によって3年にわたって実施し、事務事業の整理整頓を行います。